

## 第22回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

◇ **開催日時** 平成 27 年(2015 年)11 月 16 日 (月) 13 時 30 分～15 時 45 分

◇ **場 所** 横須賀市役所本館 10 階市議会第 4 委員会室

◇ **議 事**

(1)横須賀市屋外広告物条例の改正について(審議)

資料 1

◇ **出席者**

委員 9 人

委員長職務代理者(議長)田口敦子、河上俊昭、菊竹雪、工藤幸久、国吉直行、  
富澤喜美枝、宮川雅子、山畑信博、吉田慎悟

(欠席 4 名 委員長 曾根幸一、小林正美、増田務、松下啓一)

事務局 7 人

市街地整備景観課長・首藤昇、景観係長・境高宏、屋外広告物係長・遠藤盛久、担  
当者・宇野澤真紀子、岩崎純子

◇ **傍聴人** 0 人

◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員 13 人のうち 9 人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。また委員長から議事録署名委員として、吉田委員と河上委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

## 1. 議事進行について

委員長欠席のため、議事進行は景観審議会規則第2条第3項に基づき、委員長職務代理者として既に指名している田口委員が行うこととなった。

## 2. 横須賀市屋外広告物条例の改正について（審議）

### (1) 事務局から条例改正（案）1について説明

資料2のP2のとおり。

### (2) 質疑・意見等

#### ■意見（国吉委員）

条例改正（案）1について、のぼり旗というものは基本的にベーシックな広告物ではないと考える。建築物の壁面等に掲げる広告物とは別のものであり、建築物のファサードを整えて街を魅力的にする主旨からすると、壁面等の広告物のデザインをも阻害するものである。常設化しているから期間を延ばす、ということは間違いである。本来ののぼり旗の位置づけとは違うのではないか。

参考に周辺自治体ののぼり旗の許可の期間を調査してきたが、ほとんどの都市は1箇月～3箇月であり、短期的な物という位置付けで扱っている。

今回3年に期間を延ばすということに際して、掲出本数を限るとか、デザイン的なチェックをするとか、景観に対する影響を考慮せず、申請されれば許可をすることは避けるべきである。

#### ●質問（吉田委員）

3年以内であれば広告の内容を変えてもいいということか。

#### ○回答（事務局）

貴見の通りである。壁面の広告物については、表示の変更について認めていることもあり、のぼり旗も同様に考えている。

#### ■意見（吉田委員）

資料6にあるような広告物は安全性や管理状態が良好とあるが、景観的には相当問題がある。今回の改正（案）によって申請が容易になり、申請件数の増加につながったとしてもその後の展開がみえない。広告物の内容についても、この機会にチェックできるようなシステムも考えた方がよい。景観的な配慮が足りない。

#### ■意見（国吉委員）

今回の改正（案）はのぼり旗の掲出を推奨しているようにしかみえない。

#### ●質問（菊竹委員）

値上げはいくらなのか。

#### ○回答（事務局）

算定根拠があるので、それを見直したうえで決定する。基本的には3倍強になる予定であるが、今の段階では決まっていない。

#### ■意見（菊竹委員）

景観審議会の中で屋外広告物のことを審議できることは素晴らしい。そういった意

味で、今回の改正（案）は他委員が指摘したようにのぼり旗の常態化を認める事になりかねない。景観審議会としてはこの常態化を認めることに疑問がある。

●質問（宮川委員）

のぼり旗には本数や面積の制限はあるか。

○回答（事務局）

横須賀市においてははない。

■意見（河上委員）

改正（案）は大賛成である。色々な意見があるが、違反なものや無断に設置していたものが減るのではないか。

■意見（富澤委員）

周辺自治体の資料をみるといちばん長くても1年である。のぼり旗のようなものが街並みにあることがいいとは思えない。なぜ3年にしようとしているのか、資料の文章だけでは横須賀市の考えが分からない。のぼり旗や立看板は短期間に設置するものだと考えるので、設置の長期化は街並みにとって良い状態とは思えない。短い期間で考え直していった方が良い。

また、のぼり旗をたくさん掲出すると台座の部分でつまづいたりして危険が伴う。現行のままで良い。

○説明（事務局）

従前横須賀市では申請期間を1箇月から1年に延ばした経緯がある。現在、1箇月の期間の時と比較して10倍以上の申請を受けている。それは掲出本数が増えたのではなく、未申請であったものが、事務手続きをやすくしたことによって申請されるようになった結果と思う。今回の改正（案）についても、未申請ののぼり旗をより削減していきたいということが狙いである。

期間が3年という理由として、他の広告物の期間を3年としているものもあり、それらと一緒に申請をしてもらえれば、より正確に申請されると考えている。期間が延びたことによって本数が増えるとは考えていない。

●質問（国吉委員）

他の広告物とはどれを指しているのか。

○回答（事務局）

壁面広告物や広告塔のことである。

■意見（国吉委員）

これらは建築物と一体として、構造的にも審査され、設置される物であって、仮設ではない。仮設と常設のものを混同してはいけない。

景観的な事を考えると、1年であっても本数等の制限は設けるべきである。

今回の改正は必要ない。

●質問（吉田委員）

以前1年に期間を延ばした際、景観的な変化については検討したのか。

○回答（事務局）

期間が延びたことによって本数が増えたとは認識していないが、検討はしていない。

■意見（田口議長）

広告業界全体として、広告物の未申請が問題となっている。建築物に取付けるような物でも申請がされないことがあり、この改正（案）の背景にはそうした理由もある。期間を3年にすることが妥当かは分からないが、申請率は横須賀市では何%くらいか。

○回答（事務局）

未申請のもの数が不明なので、実態は分からない。

■意見（山畑委員）

管理できるものとできないものを行政側でしっかり把握しやすくすることが大事である。3年の期間にすることでどのくらい実行力があるかは未定だが、ひとつの方法ではある。ただ景観的に考えると、簡易なのぼり旗が増えることは避けるべきである。広告幕のようなものも含めて、デザイン的に良いものもあるので、なんらかの工夫がみられると良い。

●質問（国吉委員）

この審議会ではどのような結論が必要か。

○回答（事務局）

いろいろな意見をもらい検討したい。

■意見（吉田委員）

のぼり旗の構造、形状、色彩などさまざまなものが考えられる。どういったものでも良いとするのは問題である。基本に立ち返って、景観的にどういった影響、問題があるかをしっかり考えるべきである。

簡易広告物としての質、機能、性格的なものがあり、恒常的に掲出することに疑問がある。3年に延ばすことによって恒常性を誘導しているようなものである。

■意見（富澤委員）

イベントなど限定された期間にのぼり旗が掲出されることはあると思うが、横須賀中央の通りにこうしたものを常駐させるのは、街にとって良くないことである。なければ街はすっきりするし、店舗にも入りやすくなる。目的に合わせて限定的に使用するべきだ。

■意見（吉田委員）

もう少し良い事例を示してほしい。良い例を示して誘導する方法もある。

■意見（田口議長）

表示内容にまで行政が踏み込むのは難しい。

期間の問題が議題となっているが、もう期間の問題だけではないという話になっているので、そのことも含めてもう一度検討していただきたい。今の議論は全ての広告物にあてはまる問題なので、今回の改正で、のぼり旗だけに細かな規制をかけるのも不可能に思う。

■意見（国吉委員）

のぼり旗は暫定的なものだという位置付けをして、規制を考えるべきである。

■意見（田口議長）

そもそも申請数が少ないので、行き届いた指導が難しい状況である。まず申請を増やすことがなにより大事になってくる。罰則の規定はないのか。

○回答（事務局）

罰則の規定はあるが処分規定はない。そのことについて、神奈川県も含めた周辺自治体で処分基準の策定を検討している。

(3) 事務局から条例改正（案）2について説明

資料2のP4のとおり。

#### (4) 質疑・意見等

##### ■意見（吉田委員）

資料2のP4にある右側の写真について、看板の向こう側の視界を遮ってしまっている。もう少し上方に設置されていれば向こう側を見ることができたものを、基準を変更したことによって、こうした危険性のある箇所が増えるのではないか。こういった場合に前もって、条件付けができるのかどうか心配される。

##### ■意見（国吉委員）

全体的なことを考えてまちづくりをしていこうという計画がある場合などに、そうした計画の妨げにならないようにしたい。敷地内外の状況を踏まえて、何かただし書きを入れるようにした方がよい。

##### ●質問（菊竹委員）

この写真のように、この位置で突き出し看板である意味が分からない。立て看板でもいいような位置であるし、あえて突き出し看板をこの位置に設置できるように緩和する必要性は何か。

##### ○回答（事務局）

敷地内に設置する看板の種類にまでなかなか行政が踏み込めない現状がある。突き出し看板の高さ制限は、通行や視界などの安全性を確保するための規定であるので、そういったものを阻害しなければ、全てに高さ制限を設ける必要はないとの考えである。

##### ■意見（菊竹委員）

これも常態化をすすめるものではないか。改正の必要はない。

##### ■意見（国吉委員）

突き出し看板の利点は高い所にあつて広告するものであつて、低い場所では広告塔や置き看板でいいのではないか。それをあえて突き出し看板を足元まで設置させるように誘導する必要はない。

##### ■意見（田口議長）

市街地のそで看板（突き出し看板）が最も景観を阻害するものとなつてしまっている。そのためチェーン店等の広告はこの低い位置の設置という方式が増えている。それが建て看板やこの低い位置での袖看板である。

##### ■意見（吉田委員）

例えばモールなどで、低い位置にあるような突き出し看板は街並みに合った良い物もある。それは景観的にも広告的にも効果があると思う。だからそれがいい、となるものでもなく、ある地域に限って、その地域に合った方針として地域ごとに策定して行く方法もあると思う。でも、あまり範囲を広げ過ぎてもどうかと思う。

##### ■意見（宮川委員）

通行の危険性回避のための2.5mの高さ制限であるならば、それを下げるのは良くないのではないか。何か囲いのようなものがあると良い。

##### ■意見（国吉委員）

2月の落下事故の危険性と今回の高さ制限緩和の問題は別の問題である。落下の危険回避を目的とするならば、袖看板ではなく広告塔や広告板などにした方がよい。

#### (5) 事務局から条例改正（案）3について説明

資料2のP5のとおり。

(6) 質疑・意見等

○審議結果（田口議長）

条例改正（案）3については、内容ではなく文言整理ということで、意見はあるか。

○回答（各委員）

なし。

(7) 答申等取りまとめ

■意見（富澤委員）

中央地区では再開発等が進んでいる。タワーも完成し、来年の3月からは店舗もオープンする。今後も、中央の再開発は進んでいく傾向にあり、あとになってこれはおかしいとか間違っているとかならないように、課題や問題点は早めに解決できるようにしてほしい。

○回答（事務局）

条例改正（案）1及び条例改正（案）2については、今回の審議会の流れでは改正は難しいと判断する。その上で何かあれば、審議会を開催していただき、ご審議いただきたい。本日いただいたいくつかの課題については考えていかなければいけないと思っている。進め方については、他都市の事例等検証した上で、委員からアドバイスをいただき、検討させていただいて、必要があれば条例を見直していきたい。また、景観条例とあわせて考えていく必要があると思う。

○審議結果（田口議長）

それでは、今後検討していかなければいけない課題などについてはみなさまの意見として反映するが、答申としては、条例改正（案）1及び条例改正（案）2については、今回は見送り、現行条例どおり、条例改正（案）3については、案のとおり改正するというのでよろしいか。

○回答（各委員）

異議なし。

閉会

以上